東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年10月30日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		原子炉建屋付属棟地下1階東側通路防火扉の開放を伴う作業において、防火管理要領に基づく「防火 扉開運用申請」が未実施であったことが認められたため、当該の原因調査・対策検討。	GΙ	
2	2号機	復水補給水系復水貯蔵タンク水位調整弁後弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を 点検・修理。	GⅢ	
3		加熱蒸気系固化系温水器加熱蒸気供給配管安全弁点検において、安全弁用ばね及び上下ばね座に腐 食が認められたため、当該機器を交換。	GⅢ	